

## 一 目 次

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱…………… | 1 |
| さいたま市区地域包括支援センター連絡会運営要領……………  | 4 |
| さいたま市地域包括支援センター運営要綱……………      | 6 |
| さいたま市地域包括支援センター運営協議会委員名簿…………… | 9 |

### 【議題（１）】

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 介護保険法施行規則一部改正に係る本市の運用について…………… | 10 |
|--------------------------------|----|

## さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 さいたま市内の地域包括支援センターの中立公正な事業運営を確保するため、さいたま市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

### (委員)

第2条 運営協議会は、保健・医療・福祉関係者によって構成され次の各項に掲げる者の中から選出する。

- 2 運営協議会の委員は20人以内とし、介護保険サービスの事業者、医師及び職能団体の関係者、利用者・被保険者、介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業を担う関係者、学識経験者及びセンターの中立性・公正性を確保する観点から必要と認められる者によって構成する。
- 3 運営協議会の委員は市長が委嘱する。委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず本要綱施行後の最初の委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第3条 運営協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会議を総括し、運営協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、運営協議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 会議は公開とする。ただし、必要があると認めるときは、委員の過半数の同意により会議を非公開とすることができる。

### (協議事項)

第5条 運営協議会は、地域包括支援センターに関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 設置（選定・変更）に関する事項
- (2) 運営・評価に関する事項
- (3) 職員の確保に関する事項
- (4) さいたま市区地域包括支援センター連絡会に関する事項
- (5) その他地域ケア及び市全域において調整を必要とする事項（謝金の額）

第6条 委員が会議等に出席したときは、謝金として1日につき、別表に定める額を支給する。

（事務局）

第7条 運営協議会の事務局は、福祉局長寿応援部内運営協議会担当所管課に置く。

（区連絡会）

第8条 各区にさいたま市区地域包括支援センター連絡会（以下「区連絡会」という。）を置く。

- 2 区連絡会の運営に関する事項は、さいたま市区地域包括支援センター連絡会運営要領（平成18年保福介事要領第1号）において定める。（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 区 分     | 支 給 額       |
|---------|-------------|
| 会 長     | 8 , 8 0 0 円 |
| 会長以外の委員 | 8 , 2 0 0 円 |

## さいたま市区地域包括支援センター連絡会運営要領

平成18年4月1日保福介要領第1号

### (目的)

第1条 この要領は、さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成18年保福介事要綱第1号)第8条第2項の規定に基づき、さいたま市区地域包括支援センター連絡会(以下「区連絡会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

### (委員)

第2条 区連絡会の委員は15人以内とし、医療機関の関係者、民生・児童委員及び高齢者福祉事業関係者、利用者・被保険者、NPO法人、市民団体及び職能団体の関係者、その他市長が必要と認める者によって構成する。

2 区連絡会の委員は市長が委嘱する。委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず本要領施行後の最初の委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第3条 区連絡会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、区連絡会を代表し、会務を総括する。

3 委員長は必要に応じて、地域包括支援センター運営協議会委員の出席を要請できる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 区連絡会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 区連絡会は委員の過半数の出席により開催する。

3 区連絡会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、区連絡会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、区連絡会に部会を設置し、

会議を開催することができる。

6 会議は原則公開とする。ただし、必要があると認めるときは、委員の過半数の同意により会議を非公開とすることができる。

(所掌事項)

第5条 区連絡会は、区内の地域包括支援センターに関する次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 区内の地域包括支援センターの統括及び支援に関すること。

(2) 区内の地域包括支援センター間の情報交換及び連携に関すること。

(3) 区内の地域包括支援センターの運営状況に係る報告及び協議に関すること。

(4) さいたま市地域包括支援センター運営協議会への意見具申に関すること。

(5) 地域における関係機関との連携体制の構築、包括的支援事業を支える地域社会資源の開発に関すること。

(6) その他区内の地域包括支援センターの運営及び調整等に関すること。

(謝金の額)

第6条 委員が会議等に出席したときは、謝金として1日につき、別表に定める額を支給する。

(庶務)

第7条 区連絡会の庶務は、各区健康福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、区連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月12日から施行する。

別表(第6条関係)

| 区 分      | 支 給 額      |
|----------|------------|
| 委 員 長    | 8, 8 0 0 円 |
| 委員長以外の委員 | 8, 2 0 0 円 |

# さいたま市地域包括支援センター運営要綱

平成 18 年 7 月 3 日制定

さいたま市保健福祉局

## (目的)

第 1 条 高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、医療との連携、生活の安定のための必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

## (実施施設)

第 2 条 センターは、包括的支援事業、その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の維持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健・福祉の向上及び医療との連携を包括的に支援することを目的とする施設とする。

## (職員)

第 3 条 センター職員は、さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数に関する条例の規定に基づき配置するものとする。  
2 前項に規定するもののほか、介護支援専門員、実務経験 5 年以上の介護福祉士を配置できるものとする。

## (事業内容)

第 4 条 センターは、介護保険法第 115 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号まで及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第 14 条第 1 項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の介護保険法第 115 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる包括的支援事業、介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に定める介護予防支援事業、介護者支援のため介護者サロンを実施する事業その他厚生労働省令で定める事業等を行う。

## (公正・中立性の確保)

第 5 条 センターは、本事業を実施するにあたって、高齢者に提供されるサービスが特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないよう、公正・中立性を確保しなければならない。そのため、次のことを遵守しなければならない。

- (1) センター事業の人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 利用者・事業者への適切な情報の提供
- (3) 適切な情報提供に基づく利用者の意思決定の尊重

- (4) 適正な介護予防ケアマネジメントの確保
  - (5) 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの機会の提供
  - (6) 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援
  - (7) 相談者等に係るプライバシーの最大限の尊重
- 2 センターは、公正・中立性を確保するため、禁止事項を次のとおりとする。
- (1) 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止（利用申込者の意思が前提）
  - (2) 介護予防ケアプラン作成の予約禁止（利用申込者からの依頼が前提）
  - (3) 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止（サービス利用はケアプランの作成が前提）
  - (4) センター業務以外の広告・営業活動の禁止
  - (5) センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
  - (6) センターが作成する介護予防ケアプランの作成において正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと
  - (7) センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと

（区の連絡会への報告）

第6条 その運営に関する事項について、必要に応じ区の連絡会に報告しなければならない。

（守秘義務）

第7条 介護保険法第115条の4第8項の規定どおり、センターの設置者（その法人の役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（情報資産の取扱い）

第8条 情報セキュリティの重要性を認識し、情報セキュリティに関する組織的な体制として、情報セキュリティに係る責任体制、情報資産の取扱部署及び担当者、通常時及び緊急時の連絡体制等を整備しておかなければならない。

（地域包括的支援ネットワークの構築）

第9条 センターは、地域の高齢者・家族や保健・福祉・医療の関係機関、介護サービス事業者、民生委員、ボランティア活動団体等、様々な関係機関と連携しなければならない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。



附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 16 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

さいたま市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

| 役職  | 委員氏名   | フリガナ      | 所属団体等                 | 所属団体内役職等                  |
|-----|--------|-----------|-----------------------|---------------------------|
| 会長  | 石山 麗子  | イシヤマ レイコ  | 国際医療福祉大学大学院           | 教授                        |
| 副会長 | 江口 裕樹  | エグチ ヒロキ   | 埼玉弁護士会                | 高齢者・障害者権利擁護センター運営委員会 委員長  |
|     | 池田 晃一  | イケダ コウイチ  | 公益社団法人埼玉県柔道整復師会       | 大宮支部長                     |
|     | 板倉 小恵理 | イタクラ サエリ  | 公募委員                  |                           |
|     | 鵜籠 雅之  | ウゴモリ マサユキ | さいたま市民生委員児童委員協議会      | 理事                        |
|     | 大麻 みゆき | オオアサ ミユキ  | NPO法人 ケア・ハンズ          | 代表                        |
|     | 長田 恭子  | オサダ キョウコ  | 埼玉県社会福祉士会             | 住宅ソーシャルワーカー事業 責任者         |
|     | 川嶋 啓子  | カワシマ ケイコ  | 埼玉県栄養士会               | 常任理事                      |
|     | 笹川 裕之  | ササガワ ヒロユキ | さいたま市薬剤師会             | 理事                        |
|     | 田口 明美  | タグチ アケミ   | さいたま市老人福祉施設協議会        |                           |
|     | 武井 伸太郎 | タケイ シンタロウ | さいたま市民医療センター          | 診療技術部リハビリテーション科 科長補佐      |
|     | 多田 功文  | タダ ノリユキ   | さいたま市介護支援専門員協会        | 研修・ネットワーク推進委員会 副委員長(在宅統括) |
|     | 中山 勉   | ナカヤマ ツトム  | さいたま市老人クラブ連合会         | 副会長                       |
|     | 新泉 真砂子 | ニイズミ マサコ  | 埼玉県看護協会               |                           |
|     | 葩島 孝雄  | ハイシマ タカオ  | 公募委員                  |                           |
|     | 伴 茂之   | バン シゲユキ   | さいたま市4医師会連絡協議会(浦和医師会) | 理事                        |
|     | 巻 淳一   | マキ ジュンイチ  | さいたま市歯科医師会            | 会長                        |
|     | 森本 剛   | モリモト ツヨシ  | 認知症の人と家族の会            | 副代表世話人                    |
|     | 吉田 正信  | ヨシダ マサノブ  | さいたま市自治会連合会           | 副会長                       |

※敬称略

介護保険法施行規則一部改正に係る  
本市の運用について

# 介護保険法施行規則の一部改正に係る本市における運用について

## 施行規則改正の概要と条例改正の対応

- 「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（以下、改正省令）」の施行に伴い、介護保険法施行規則が一部改正された。（施行日：令和6年4月1日）
- 主な改正内容のうち、地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について、介護保険法第115条の46第5項（※1）の規定においては、市町村が包括的支援事業を実施するために必要な基準を条例で定める際の従うべき基準（※2）となっており、市町村において当該条例を具体的な基準を書き下す形で定めている場合は、改正省令と同様の改正を行う必要がある。
- さいたま市における当該条例（※3）は改正が必要な場合に該当するため、改正省令の附則に定める1年の経過措置期間内に本市の当該条例を改正する必要があったことから、本市議会（12月定例会）に、本市の条例の一部を改正する条例を上程した（施行日：令和7年4月1日）。

（※1）介護保険法第115条の46第5項…地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

（※2）従うべき基準…市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。（介護保険法第115条の46第6項）

（※3）さいたま市における当該条例…「さいたま地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例」

## 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置（改正内容）

- 改正内容のうち「地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置」の主な内容は次の2点。

### 1 常勤換算方法による職員配置

これまで、1つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の人数に応じて、次に掲げる者（※1）を、専従・常勤の職員として、それぞれ1人以上配置することとされていたが、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められる。

### 2 複数圏域の高齢者数の合算による職員配置

地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当するそれぞれの区域における第1号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を、当該複数の地域包括支援センターに配置することをもって配置基準を満たすことができる。

（※1）次に掲げる者…①保健師その他これに準ずる者 ②社会福祉士その他これに準ずる者 ③主任介護支援専門員その他これに準ずる者

# 介護保険法施行規則の一部改正に係る本市における運用について

## 本市における運用

●改正内容に対する本市における運用（方向性）は次のとおり。

### 1 常勤換算方法による職員配置 にかかると運用（方向性）

改正省令の背景にある“人材確保が困難となっている状況を踏まえた地域包括支援センター職員配置の緩和”に繋がるよう、“専従・常勤”の職員配置は原則としつつ、本市においては以下の要点に基づき運用することとする。

#### Point 1

令和7年度から常勤換算方法による職員配置を運用する。

#### Point 2

各地域包括支援センターの3職種等（※1）について、各職種1名は専従・常勤での配置とする。

#### Point 3

常勤換算方法での配置を希望する場合、事前に市に届出を行うこととする。

#### Point 4

常勤換算方法での配置は、常勤換算の対象となる非常勤職員がすべて同一職種の場合とする。

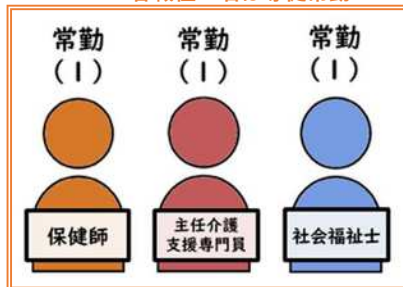
#### Point 5

常勤職員1名あたりの常勤換算方法による非常勤職員の配置は3名までとし、そのうち2名以内で常勤換算で「0.5」以上の勤務時間数を満たすこととする。

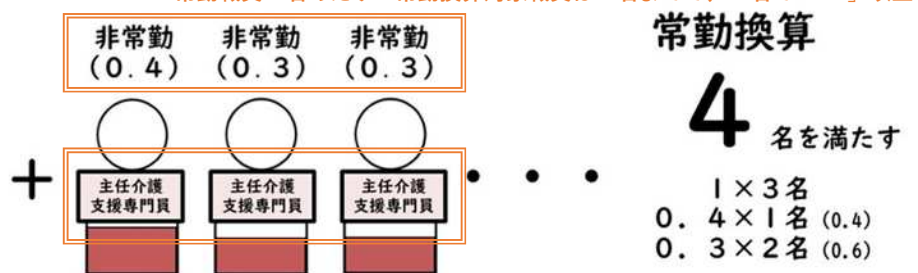
（※1）3職種等…①保健師その他これに準ずる者 ②社会福祉士その他これに準ずる者 ③主任介護支援専門員その他これに準ずる者

（例）配置すべき職員の人数が4名の地域包括支援センターの場合。

Point 2 : 各職種1名は専従常勤



Point 5 : 常勤職員1名あたりの常勤換算対象職員は3名までで、2名で「0.5」以上



Point 4 : 常勤換算の対象となる非常勤職員はすべて同一職種

# 介護保険法施行規則の一部改正に係る本市における運用について

## 本市における運用

- 改正内容に対する本市における運用（方向性）は以下のとおり。

### 2 複数圏域の高齢者数の合算による職員配置 にかかる運用（方向性）

以下の懸案事項等を鑑み、令和7年度から本市における運用は行わない。

なお、各圏域の実情や地域包括支援センターの各受託法人からの意見、他自治体の状況及び先進事例等の把握に努めながら、本市における運用について検討していく。

#### 懸案1

複数の地域包括支援センターが担当するそれぞれの区域を一つの圏域とみなす場合における、複数の圏域の設定基準。

#### 懸案2

日常生活圏域内の第1号被保険者の人数に応じて各地域包括支援センターに配置すべき職員数を定めている中、配置職員が減員となる当該日常生活圏域の地域住民及び関係者等への影響やセンター内の他職員への業務負担増大。

#### 懸案3

配置職員が減員となる圏域において、減員分を他の地域包括支援センターからの増員で対応する場合の具体的な運用方法。